



報告事項（1）

公益活動事業補助金の変更について

令和6年3月15日

令和5年度 第3回 市民協働推進会議

1 現状と課題

(1) 公益活動事業補助金

【概要】

地域課題の解決や、より良い市民生活の実現のため、自ら企画し実施する公益活動団体事業を支援する事業。市民協働推進会議の公開プレゼン審査の意見をもとに、市長が交付決定する。

【課題】

- ✓ 「**テーマ設定型コース**」と「**自由提案型コース**」の2コースで展開しているが、補助率及び限度額が高い「**テーマ設定型**」は、社会情勢やニーズに対応した**テーマ選定が難しく実質固定化**している。
- ✓ 事業効果が市内の広域にわたることを条件としているが、団体の規模や事業内容から、広域実施は難しい実態があり、**地域限定の事業に対する補助**の相談を度々受けている。

→ 「自由提案型」への一本化や、交付要件の見直しが必要。

1 現状と課題

(2) 地域まちづくり推進事業

【概要】

地域コミュニティの活性化や地域課題の解決等を目的に、市民が自主的に進めるまちづくり活動に助成金を交付する事業。

【課題】

- ✓ 住宅案内表示板等、**事業内容が固定化**し、申請件数が減少していることから、見直しが必要として令和4年度以降休止しているが、新型コロナウイルス5類移行に伴い自治会活動が再開していることもあり、一部の自治会町内会等からは**復活の要望**がある。
- ✓ 防災や防犯、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど幅広い分野で、地域コミュニティの維持継続が求められているが、自治会・町内会の加入率は、ライフスタイルの変化等により年々低下が進む中、コロナの影響で**運営に苦慮**している団体も少なくない。

→今後の事業方針を見直す必要がある。

課題を踏まえ、2つの事業を整理し、統合・再構築する。

変更前	変更後（令和6年度～）
<p>公益活動事業補助金</p> <p>①テーマ設定型 【2/3・上限40万円】</p> <p>②自由提案型 【1/2・上限20万円】</p> <p>（予算の範囲内で補助）</p>	<p>公益活動事業補助金</p> <p>①全市型事業コース 【1/2・上限30万円】</p> <p>②地域型事業コース 【1/2・上限20万円】</p>
<p>地域まちづくり推進事業</p> <p>【2/3・上限設定なし】市内5地域に予算を配分</p>	

※物品の購入や設備の設置のみの事業ではないこと及び新たに取り組む事業又はすでに実施している事業を拡充して取り組むものであることが条件。

①全市型事業コース

内容

市内の広域に効果が及ぶもので、団体の特性や専門性を生かし自由な発想で提案し実施する事業を対象とする。（上限30万円：1/2補助）

- テーマ設定型コースは廃止し、幅広い分野で活動する団体を対象にする。
- テーマ設定型コースのみで補助対象としていた「備品購入費」は引き続き補助対象にする。

事業例

- 子育て家庭の育児に対する不安等の解消を図るために、子育てに関する知識や経験が豊富な人材を派遣する活動
- にぎわいを創出するために行うイベントの開催
- フードドライブや不要品交換会の開催
- 市のイメージアップにつながるオリジナル商品の開発

②地域型事業コース

内容

地域で活動する団体による小地域を対象にした身近な社会的課題の解決や、助け合いによる生活環境の向上、町内会・自治会等の歴史保存に資する事業を対象とする。（上限20万円：1/2補助）

- 地域の特性や実態に対応する事業や、行政の手が行き届きにくいきめ細やかな事業への支援が可能となる。
- 地域活動への参加が促進され、担い手不足など団体が抱える課題解決への効果も期待される。

事業例

- 除雪ボランティアなどを行う高齢者お助け隊や見守り隊の活動
- 電子回覧板の導入など団体のデジタル化に向けた講習会の開催
- わんわんパトロールなどの地域の防犯力を高める活動
- 多世代を対象としたサロンの開催
- 連合町内会等の周年記念誌の作成

補助金の審査・評価の流れ

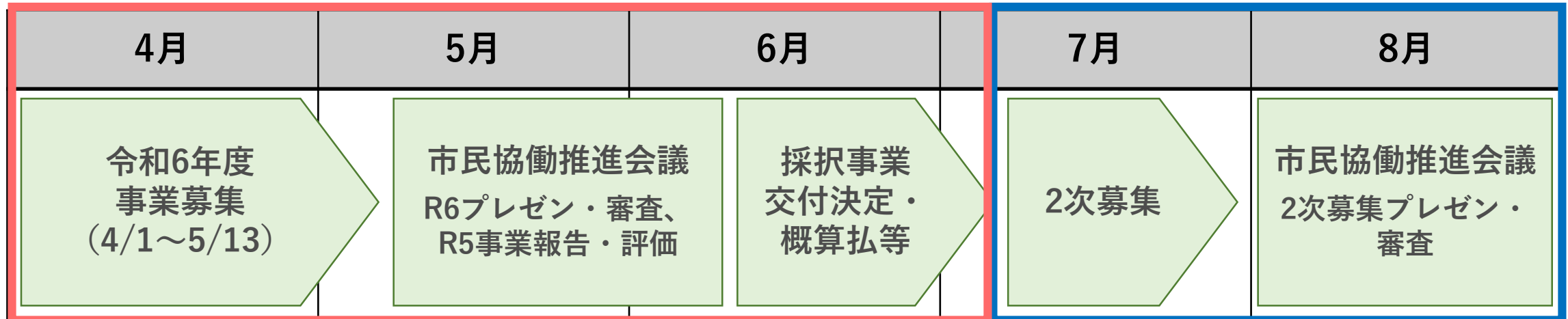


- ①全市型事業コース
- ②地域型事業コース

両コースともに、従来どおり市民協働推進会議による審査を実施し、翌年度に事業評価を実施する。

また、予算の執行残があった場合については、2次募集を実施する予定。

➤ スケジュールイメージ



補助金の審査方法について



審査対象	<ul style="list-style-type: none">● 全市型事業コース● 地域型事業コース
審査項目 (括弧内の数字は配点)	①公益性(6) ②必要性(6) ③効果性(9) ④適格性(6) ⑤実現可能性(9) ⑥発展普及性(9) ⑦地域活用性(3)
審査採点	審査項目ごとに4段階の採点（48点満点） 3点：大いに認められる 2点：どちらかといえば認められる 1点：どちらかといえば認められない 0点：認められない
判定方法	<ul style="list-style-type: none">● 各審査員合計点数の平均が28点以上であることが基準● 全審査員協議のうえ、共通認識のもと総合判定する

→基本的に従来どおり審査を実施

補助金の評価方法について



評価対象	<ul style="list-style-type: none">● 全市型事業コース● 地域型事業コース
評価項目	<p>①事業効果について 期待どおりの効果（補助金額に見合う効果）が得られたと評価できるか</p> <p>②効率性の追求について 事業費の使い方及び事業の実施方法等が効率的（効果的）であったと評価できるか</p> <p>③今後の団体活動への寄与について 翌年度以降の当該団体の自立的な発展を促す有益な事業補助であったと評価できるか</p>
評価基準	<p>評価項目ごとに4段階の評価（理由も記載）</p> <p>①評価する ②概ね評価する ③あまり評価しない ④評価しない</p>
判定方法	<ul style="list-style-type: none">● 全審査員協議のうえ、共通認識のもと総合判定する

→従来どおりの評価を実施